

# 規制の事後評価書

法律又は政令の名称：出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律  
規制の名称：特定技能所属機関による届出義務  
規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。  
担当部局：出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課  
評価実施時期：令和6年3月

## 1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

事前評価後、現時点においては課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じていない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

事前評価後、現時点においては課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じておらず、ベースラインに変更はない。

### ③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

規制の事前評価後、現時点においては当該規制の必要性に大きく影響を与えるような社会経済情勢や科学技術の変化は特段認められなかった。よって、本規制の目的である特定技能外国人の適正かつ安定した在留活動の確保のため、特定技能所属機関による届出義務の必要性は引き続き認められる。

## 2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

### ④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

特定技能所属機関に義務付けられている各種届出について、定められた様式により届け出る制度であり、新たに発生する遵守費用は限定的であると考えられる。

この点、特定技能所属機関が届出を行う際、届出様式への記載及び提出に係る費用が発生するものと考えられるところ、届出に係る費用については、事前評価時点において、遵守費用を定量化していないため、事後評価時点と比較することはできない。

令和4年9月末時点の特定技能所属機関数は21,413機関あり、全ての特定技能所属機関は「受入れ・活動状況に係る届出」を四半期ごとに提出することとなっているため、全機関から当該届出が提出されると、当該届出については、年間で85,652件（21,413×4回）になるものと見込まれる。

しかしながら、「支援実施状況に係る届出」については、支援を登録支援機関に全部委託した場合に特定技能所属機関に届出義務が生じず、その他の随時的な届出については、届出事由が発生するごとに提出することとされており、その事項は細分化され、届出の内容に応じて特定技能所属機関が作成のために要する費用等が異なることから、遵守費用として一概に集計し数値化することは困難である。

### ⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

特定技能所属機関に義務付けられている各種届出について、定められた様式により届け出る制度であり、新たに発生する行政費用は限定的であると考えられる。

この点、特定技能所属機関が届出を行う際、職員が、届出内容の確認、内容に応じた指導、届出内容の入力作業等を行うに当たっての事務コストが発生するものと考えられるところ、届出に係る費用については、事前評価時点において、行政費用を定量化していないため、事後評価時点と比較することはできない。

令和4年9月末時点の特定技能所属機関数は21,413機関あり、全ての特定技能所属機関は「受入れ・活動状況に係る届出」を四半期ごとに提出することとなっているため、全機関から当該届出が提出されると、当該届出については、年間で85,652件(21,413×4回)になるものと見込まれる。

しかしながら、「支援実施状況に係る届出」については、支援を登録支援機関に全部委託した場合に特定技能所属機関に届出義務が生じず、その他の随時的な届出については、届出事由が発生するごとに提出することとされており、その事項は細分化され、届出の内容に応じて職員が対応する時間も異なることから、行政費用として一概に集計し数値化することは困難である。

## ⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

本規制の効果について、一定の事項の届出を義務付けることにより、当局が特定技能外国人の活動内容等を確認することができるため、これを端緒として人権侵害や法令違反等を把握し、特定技能所属機関に対して、是正措置を必要に応じて講じることが可能となっていることから、外国人の適正かつ安定した在留を確保することに資する。

本規制により、特定技能外国人の適正かつ安定した在留活動の確保が担保されているところ、未然に防止した特定技能外国人の被害件数や、それによる特定技能外国人の利益の保護の効果を定量的に把握することは性質上困難である。

## ⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

本規制の効果について、これまで欠格事由認定を行った機関数は把握できるものの、特定技能制度開始と同時に当該規制も導入されていることから、当該規制が存在しない場合との比較ができず、その金銭価値化については困難である。

(参考) 特定技能所属機関に対する欠格事由認定の件数

令和元年度：0件

令和2年度：3件

令和3年度：11件

令和4年度：26件

### ⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

副次的な影響及び波及的な影響は把握されていない。

## 3 考察

### ⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

上記のとおり、遵守費用及び行政費用として一定の費用が生じているものの、その費用はいずれも限定的なものである。他方、特定技能所属機関による届出が確実に行われることで、特定技能外国人の受入れ・活動状況等を遅滞なく把握し、届出を端緒とした不正行為等の調査を行い、欠格事由の認定につなげるなどの効果もあり、特定技能外国人の適正かつ安定した在留活動の確保が図られている。

以上から、本規制による費用は限定的であるが、一定の効果が認められることから、本規制を継続することが妥当であると認められる。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。